

吉和小学校生徒指導規程

第1章 目的

第1条

この規程は、廿日市市立吉和小学校の教育目標を達成するためのものである。児童生徒の人格の完成をめざして、自らを律しつつ、他人と協調し、自立的に社会生活を送ることができる力を育てるといふ生徒指導経営目標から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

〔 登下校等 〕

第2条

登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通ルールを守り、登下校する。

(1) 登校の方法

- ① 登校班での登校を原則とする。集合時刻、歩道のマナーを守り、通学路を通る。
- ② 雨で傘をさしている時は、歩道を一列になって歩く。
- ③ 雪が多く、歩道が歩けない場合、車道の端を一列になって歩く。

(2) 下校の方法

- ① 3年生～6年生は登校班での下校を原則とする。

	下校時刻	集合場所
月・水・金曜日	16:00	児童玄関前
火・木曜日	15:30	児童玄関前

- ② 危険な場所などに近寄ったり、寄り道をしたりしない。
- ③ 1・2年生は帰りの会終了後、下校もしくは児童会へ向かう。(月曜日のみ登校班での下校)

	下校時刻	集合場所
月曜日	16:00	児童玄関前
水・金曜日	15:00	集合せず下校
火・木曜日	14:30	集合せず下校

(3) 登校・遅刻・欠席・早退・外出について

- ① 8時15分から朝の読書が始められるよう、余裕をもって登校する。
- ② 欠席の場合、登校班の人に連絡をし、学校に電話で連絡する。欠席等の連絡がないのに登校していない児童がいる時は、すぐに家庭と連絡を取り、確認する。
欠席が3日以上続く場合は、家庭訪問をする。理由が不明の欠席が続く場合は、保護者と話し合いをする。
- ③ 遅刻の場合、登校班の人に連絡し、学校に電話で連絡する。連絡のない遅刻や3日以上遅刻が続く場合は、保護者に知らせて改善を促し、継続する場合は保護者と話し合いをする。
- ④ 早退の場合、連絡帳等で保護者が担任に連絡する。緊急の場合は、電話で連絡をする。下校は、

保護者の迎えを原則とする。

- ⑤ 外出については、原則、登校したら外出は認めない。登校途中に忘れ物を取りに帰らない。

〔 頭髪 〕

第3条

頭髪については、次のことを指導する。学習、スポーツをする上で、学校という公共の場にふさわしい髪型とする。

- (1) 前髪が、目にかからないようにする。
- (2) 髪が肩にかかる場合は、結ぶこと。
- (3) 染色・脱色・変形カット・パーマなど、髪加工や変則的な刈り上げ、剃り込み等はしない。
- (4) 整髪料はつけない。

〔 不要物 〕

第4条

不要物については、学校への持ち込みを禁止とし、次のことを指導する。

- (1) 学校での学習活動に必要なでないものは、持参しない。
- (2) 違反があった場合、学校預かりとし、保護者に連絡・指導を行ったうえで下校時に返す。
※重ねて違反があった場合、特別な指導を行う。

〔 服装等 〕

第5条

- (1) 服装について

標準服または私服で、学習の場にふさわしい服装にすること。

儀式の際には、標準服またはそれに見合う服装にすること。

- (2) 体操服・水着

① 上着は白の体操服、ズボンは紺のクォーターパンツ、赤白帽子を着用する。冬期は、長袖シャツ、ジャージでもよい。スパッツ使用不可。

② 水着については安全面を考えた水着とする。フリル等のあるものは避け、ラッシュガードの着用は可とする。

- (3) 靴下

特にきまりはない。冬はタイツを着用してもよい。

- (4) 通学靴

(ア) 特に決まりはない。

(イ) 雨天時や降雪時は、長靴・スノーブーツを使用してもよい。

- (5) 上履き・体育館シューズ

(ア) 上履きのつま先の色は自由だが、イラスト等のあるものは使用しない。

(イ) 体育館では、体育館シューズに履き替える。

(6) 帽子

登下校時や、夏季は休憩時間に外で遊ぶ時にはかぶる。(指定したものはない)

(7) 手袋、スキーウエア等の防寒着、マフラー、ネックウォーマー

(ア) 校舎内では、使用不可。

第3章 校外での生活に関すること

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携を取り指導する。通常指導を行っても何度も違反を繰り返す児童の場合、特別な指導を行う。

〔 校外での生活 〕

第6条

校区外の生活については、次のことを指導する。

(1) 児童だけの校区外への外出禁止

(2) 情報通信機器

① 本校では、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止する。携帯電話等の情報通信機器については、家庭でのルールづくり、夜間の携帯電話の保管場所、情報通信機器のフィルタリングに努める。

② 家庭の都合や登下校の安全対策等で携帯電話が必要な場合は、保護者が学校に使用許可申請書を提出する。児童は、登校後速やかに携帯電話を教職員に預け、下校まで学校で管理する。申請書に記入した理由以外で使用しない。

③ 携帯電話を学校で使用したり、友だちに見せたりした場合は、学校で預かる。保護者に携帯電話を取りにきてもらい、保護者と携帯電話の取り扱いについて話し合う。

(3) 酒タバコ類等の購入

① 保護者は、酒タバコ類を児童に購入させない。

(4) 危険箇所への立ち入り

① 立ち入り禁止箇所に入らない。

(5) 交通違反

① 道路交通法に違反させない。

② 自転車に乗るときは、安全のためヘルメットを着用する。

第4章 特別な指導に関すること

「社会でゆるされないことは、学校でもゆるされない。」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送るため自己を振り返るために指導する。

〔 問題行動への特別な指導 〕

第7条

次の問題行動を起こした児童には、教育上、必要と認められた場合は、特別な指導を行う。ただし、発達段階や常習性も配慮して指導する。

(1) 法令・法規に反する行為

- ① 飲酒・喫煙
 - ② 暴力・威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物破損
 - ④ 窃盗・万引き
 - ⑤ 性に関するもの
 - ⑥ 薬物乱用
 - ⑦ 交通違反
 - ⑧ 刃物等所持
 - ⑨ その他法令・法規に違反する行為
- (2) 学校の規則等に違反する行為
- ① けんか・暴力行為（対教師・児童間・対人・器物破損）
 - ② 飲酒・喫煙及び準備行為（購入・所持）
 - ③ いじめ
 - ④ 登校後の無断外出・無断早退
 - ⑤ 指導に従わない（指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の立ち歩き）
 - ⑥ 盗難・紛失
 - ⑦ 家出・行方不明・深夜徘徊
 - ⑧ 落書き
 - ⑨ 金品強要
 - ⑩ 授業妨害

〔 特別な指導 〕

第8条

特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。実施にあたっては、次の事項について明確にして指導する。

- (1) 児童の課題、特別な指導のねらいや時期、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては、中心的な担当者をきめた上、複数人数で行う。十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4) 反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にして短期間で行う。児童の反省した姿を明確にし、具体的な行動目標を自己決定させる。また、児童の発達段階も考慮して効果的に行う。

〔 規程の周知 〕

第9条

児童を対象とするブロック集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA 総会、懇談会などでの直接説明を行う。また、来校しない保護者に対しては、家庭訪問等を通じて、周知を図る。

平成30年4月1日 施行
令和 2年4月1日一部改正
令和 3年9月1日一部改正
令和 4年4月1日一部改正
令和 5年4月1日一部改正

吉和中学校生徒指導規程

【 学校教育目標 】

自分を育て 人とつながり 自己実現する 児童生徒の育成

第5章 目的

第1条

この規定は、廿日市市立吉和中学校の教育目標を達成するためのものである。生徒の人格の形成を目的とし、自らを律しつつ、他人と協調し、自立的に社会生活を送ることができる力を育てるという生徒指導経営目標から必要な事項を定めるものである。

第6章 学校生活に関すること

〔 登下校等 〕

第2条

登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通ルールを守り、登下校する。

(4) 登校の方法

- ① 登下校は徒歩または自転車を原則とし、定められた通学路を通る。自転車通学の場合、ヘルメットを着用し、交通規則を正しく守って通学する。年に2回、自転車点検を行う。*「自転車通学について」参照
- ② 自転車通学の場合、凍結時には、安全のため、徒歩で登校すること。

(5) 下校の方法

- ① 下校時間は次の通りとする。(部活動終了時間)

ア 4月～文化祭、卒業式～修了式 17:30 (17:15)

イ 文化祭～卒業式 17:00 (16:45)

※掃除無し日課の日は、年間を通して17:00下校(16:45部活動終了)とする。

(6) 登校・遅刻・欠席・早退・外出について

- ① 8時15分から朝の読書が始められるよう、余裕をもって登校する。
- ② 自転車でのノーヘルメット、2人乗りをしない。
- ③ 登下校途中に、寄り道をしない。事情があって寄り道をする場合、連絡帳等で保護者が担任に連絡する。
- ④ 欠席の場合、8時15分までに保護者が学校に連絡をする。欠席等の連絡がないのに登校していない生徒がいる時は、すぐに家庭と連絡を取り、確認する。欠席が3日以上続く場合は、家庭訪問をする。理由が不明の欠席が続く場合は、保護者と話し合いをする。
- ⑤ 遅刻の場合、学校に電話で連絡する。連絡のない遅刻や3日以上遅刻が続く場合は、保護者に連絡して改善を促し、継続する場合は保護者と話し合いをする。
- ⑥ 早退の場合、連絡帳等で保護者が担任に連絡する。緊急の場合は、学校に連絡する。下校は、保護者の迎えを原則とする。

- ⑦ 原則、登校したら外出は認めない。
- ⑧ 感染症法による感染症と診断された場合は、出席停止となるためその旨を学校に連絡する。

〔 容儀 〕

第3条

- (1) 身体は健康安全上、常に清潔にして、髪、つめは短く切っておく。
- (2) 頭髪については、次のことを指導する。学習・スポーツをする上で、学校という公共の場にふさわしい髪型であり、入試等に通用する髪型とする。
 - ① 前髪は目にかからないようにする。
 - ② 後ろ髪が肩にかかるときは結ぶ。ゴム、ピンを使う場合は黒、紺、茶色の単色のものを使う。
 - ③ 極端に長さの違う刈り方（ツブブロック・アシンメトリー・モヒカンなど）や剃り込みをしない。
 - ④ パーマ・染色・脱色は禁止する。
 - ⑤ ムース・ジェル・整髪料は使用しない。
 - ⑥ 健康面やその他の理由で上記のことが困難な場合は、申し出てもらい、保護者、本人と相談の上対応する。
- (7) その他
 - ① 眉を剃ったり、変形させたりしてはならない。
 - ② 日焼け止め、リップクリーム、制汗剤、ハンドクリームは無色・無臭のものに限って認めるが、化粧をしてはならない。アイプチ、マスカラ、カラーコンタクトなどは禁止する。

〔 不要物 〕

第4条

不要物については、学校への持ち込みを禁止とし、次のことを指導する。

- (3) 学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。
- (4) 違反があった場合、学校で預かり、指導後、保護者に連絡をして保護者に返す。
※重ねて違反があった場合、特別な指導を行う。（第4章第8条）

〔 服装等 〕

第5条

服装は、学習・スポーツをする上で、ふさわしい服装であり、入試等に通用する服装とする。

- (2) 制服
 - ① 学校で定められた制服を着用する。放課後や休日など学校に来るときも制服で来る。
 - ② 貴金属をはじめとして不要なものは身につけない。
 - ③ 制服は健康安全上常に清潔にし、ボタン類は完全につけておく。
 - ④ スカートの長さは、膝が隠れる長さにする。
 - ⑤ ズボンのベルトの色は、黒、紺、灰色の単色とする。
- (3) セーター・ベスト・カーディガン・体操服・水着
 - ① セーター、ベスト、カーディガンを制服の下に着用してもよい。色は、紺、黒、白、灰色の華美でないものにし、ワンポイントまでのものとする。トレーナーやフードのついたものは着用しない。
 - ② 体操服は、上着は白の半袖シャツ、ズボンは紺のハーフパンツを着用する。冬期は、白の長袖シ

ャツ、ジャージでもよい。ジャージの下は半袖シャツまたは長袖シャツとする。

- ③ 水着については安全面を考えた水着とする。ラッシュガードは着用してもよい（華美なものは不可）。

（４）靴下

- ① 靴下は白、黒、紺で、ワンポイントまでのものを着用してもよい。くるぶしソックス・ルーズソックスは着用しない。
- ② タイツについては、黒の無地に限り防寒の目的で着用してもよい。

（５）上履き・体育館シューズ

- ① 上履きは指定のものを着用する。
- ② 体育館シューズは体育館のフロアーのみで使用する。

（６）通学靴

- ① 白色の運動靴で、靴紐も白色にする。ワンポイントやラインのあるもの、かかとが高すぎるものは不可。
- ② 雨天時や降雪時は、長靴・スノーブーツを使用してもよい。

（７）通学鞆

- ① かばんは紺、黒、白、灰色の華美でないものにする。また、キーホルダーやマスコットなどはつけない。（反射板やお守りをつけるのは可）

（８）手袋、防寒着、マフラー、ネックウォーマー

- ① 校舎内では、使用しない。

（９）その他

- ① 健康面やその他の理由で指定された制服を着用することが困難な場合は、申し出てもらい、保護者、本人と相談の上対応する。

第7章 校外での生活に関すること

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携を取り指導する。通常指導を行っても何度も違反を繰り返す生徒の場合、特別な指導を行う。（第4章第8条）

〔 校外での生活 〕

第6条

校区外の生活については、次のことを指導する。

- （６）夜間外出は保護者同伴とする。
- （７）アルバイトは禁止する。
- （８）旅行などで学割等証明書が必要な場合は、担任または学校に届け出る。
- （９）情報通信機器
 - ① 本校では、学校への携帯電話等の情報通信機器の持ち込みを原則禁止する。家庭でのルールづくり、夜間の携帯電話の使用制限、フィルタリングをかけるなどを行う。
 - ② 家庭の都合や登下校の安全対策等で携帯電話が必要な場合は、保護者が学校に使用許可申請書を提出する。生徒は、登校後速やかに携帯電話を教職員にあずけ、下校まで学校で保管する。申請書に記入した理由以外で使用しない。

- ③ 携帯電話等を学校で使用したり、友だちに見せたりした場合は、学校で保管し、保護者に連絡し携帯電話等を取りにきてもらい、保護者と携帯電話等の取り扱いについて話し合う。

第8章 特別な指導に関すること

「社会でゆるされないことは、学校でもゆるされない。」ことであり、生徒が起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送るように自己を振り返らせるために指導する。

〔 問題行動への特別な指導 〕

第7条

次の問題行動を起こした生徒には、教育上、必要と認められた場合は、特別な指導を行う。ただし、発達段階等も配慮して指導する。

(3) 法令・法規に反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物破損
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ その他法令・法規に違反する行為

(4) 学校の規則等に違反する行為

- ① けんか・暴力行為（対教師・生徒間・対人・器物破損）
- ② 飲酒・喫煙及び準備行為（購入・所持）
- ③ いじめ
- ④ 登校後の無断外出・無断早退
- ⑤ 指導に従わない（指導無視・暴言・授業エスケープ・授業態度に問題がある場合）
- ⑥ 盗難・紛失
- ⑦ 家出・行方不明・深夜徘徊
- ⑧ 落書き
- ⑨ 金品強要
- ⑩ 授業妨害
- ⑪ その他、学校が教育上、指導が必要と判断した場合

〔 特別な指導 〕

第8条

特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。実施にあたっては、次の事項について明確にして指導する。

- (5) 生徒の課題を明確にし、特別な指導のねらいや時期、指導計画を示し、生徒・保護者・教職員に伝える。

- (6) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。
- (7) 特別な指導を行うにあたっては、中心的な担当者をきめ、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (8) 反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にして短期間で行う。生徒の反省した姿や、具体的な行動目標を自己決定させる。また、生徒の発達段階も考慮して効果的に行う。

〔 規定の周知 〕

第9条

生徒を対象とするブロック朝会や保護者を対象とする入学説明会、PTA 総会、懇談会などで直接説明を行う。また、学校のホームページや、必要に応じて家庭訪問等で、周知を図る。

平成30年4月1日施行
令和2年4月1日一部改訂
令和3年1月22日一部改訂
令和3年9月1日一部改訂
令和4年2月1日一部改訂
令和5年4月1日一部改訂